

## 任意継続被保険者制度の見直し（任意脱退による資格喪失）

【改正後】令和4年1月1日から

任意継続被保険者が資格喪失を申し出た場合、**申出が受理された日の属する月の翌月1日**に任意継続被保険者の資格を喪失する。

4年3月17日 任意脱退の申出



4年4月1日 資格喪失

※ 資格喪失日は4月1日のため  
3月分保険料は返還の必要はない

未納喪失は従来どおり

4年3月4日 任意脱退の意向  
(3月分保険料納付なし)

↓  
未納のまま

4年3月11日 資格喪失

※ 保険料未納により納付期日10日の  
翌日に資格喪失

- ・保険料を前納した者についても任意脱退は可能であり、前納に係る期間の経過前の資格喪失であれば、未経過期間に係る前納保険料は返還となる